

地域交流農園事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域交流農園事業の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域交流農園（以下「地域農園」という。）」とは、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号。以下「特定農地貸付法」という。）に基づき、市民の農体験、地域交流の場の確保及び農地の保全と活用を目的として開設する市民農園をいう。

2 この要綱において「農園施設」とは、水道、トイレ、農機具置き場等の施設をいう。

(根拠法令等)

第3条 特定農地貸付に関する要件及び事務手続については、特定農地貸付法、特定農地貸付法施行令（平成元年政令第258号）、特定農地貸付法施行規則（平成元年農林水産省令第36号）、特定農地貸付法の施行について（平成元年元構造改B第1014号農林水産事務次官依命通知）の定めによるもののほか、この要綱で定める。

(農園の開設)

第4条 地域農園は、地域農園を開設する土地（以下「用地」という。）の所有者から用地及び農園施設を川崎市（以下「市」という。）が無償で借り受けて開設するものとする。

2 地域農園は、市が所有する土地に開設することができる。

(要件)

第5条 用地の要件は、次の各号を全て満たしているものとする。

- (1) 500平方メートル以上の面積があり耕作に適したものであること。
- (2) 境界の確認及び保全ができていないこと。
- (3) 不法占拠及び不法使用などの不法行為がないこと。
- (4) 差し押さえ等、地域農園開設の支障となる権利が設定されていないこと。
- (5) 原則として公道に接していること。
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58条）第8条第2項第1号で定める農用地区域でないこと。
- (7) 農園施設が整備されている、又は整備される見込みであること。
- (8) 周辺に地域農園等の市民農園が少なく、また市民農園の開設見込みがない等、市が地域農園を開設することが適当であること。

(用地及び農園施設の貸借契約)

第6条 市長は、特定農地貸付規程（以下「貸付規程」という。）を作成し、農業委員会の承認を得た場合、用地及び農園施設の借受けについて、所有者と地域交流農園使用貸借契約書（第1号様式）により使用貸借契約書を締結するものとする。

（貸付けを受ける者の資格要件）

第7条 地域農園の貸付けを受け利用する者（以下「利用者」という。）は、川崎市内在住の者とする。ただし、利用は1世帯1区画に限るものとする。

2 川崎市市民農園事業実施要綱に基づき設置された川崎市市民農園を利用する者は、この要綱に基づき設置された地域農園の利用者となることのできないものとする。

3 地域農園の一部の区画を市長が別で定める地域住民が優先して利用することができるものとする。

4 第13条第3号から第7号までのいずれかの理由で利用取消となった者については、利用取消決定のあった利用期間及び次期利用期間については利用者となることのできないものとする。

（募集の周知）

第8条 利用者を募集する場合は、あらかじめその方法を広報紙等で周知するものとする。

（申込み方法）

第9条 地域農園の貸付けを受けようとする者は、地域交流農園利用申込書（以下「申込書」という。）（第2号様式）に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。

（利用者の決定方法）

第10条 市長は、前条の申込書を受理したときは、内容を審査し、利用者を決定する。

2 申込者多数のときは、抽選により利用者を決定し、補欠者に順位をつけるものとする。なお、補欠者は、繰り上げがあった日から利用者となることのできる。

3 第1項の規定に基づき申込みをした者の中から、区画の一部に限り、地域住民を優先して利用者を決定することができる。方法については前項の規定を適用する。

4 市長は、決定した利用者に対し、地域交流農園利用決定通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

（利用期間等）

第11条 利用者が地域農園を利用できる期間は、原則4月から翌々年の3月までとし、市長が指定する期間とする。年度途中からの利用者の利用期間は、

年度当初からの利用者の利用期間までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市がやむを得ない事由により、地域農園を継続できなくなったときは、市長が利用者に通知することにより、利用期間を終了するものとする。
- 3 地域農園の利用時間は、原則として4月から9月までは午前7時30分から午後6時まで、10月から3月までは午前8時から午後4時30分までとする。

(禁止行為)

第12条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 地域農園に工作物を設置すること。
- (2) 地域農園を営利の目的に利用すること。
- (3) 地域農園を第三者に使用させること。
- (4) 地域農園にごみ、汚物等を捨てること。
- (5) 地域農園で飲酒、喫煙をすること。
- (6) 路上駐車等、近隣の迷惑となること。
- (7) 地域農園で永年性作物を栽培すること。
- (8) その他、事業の目的に反すること。

(利用の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に対し、その利用決定を取消することができる。

- (1) 利用者が地域交流農園利用辞退届(第4号様式)を市長に提出したとき。
 - (2) 第7条に定める利用者の資格要件を欠くこととなったとき。
 - (3) 第12条に定める禁止行為をしたと認められたとき。
 - (4) 地域農園の肥培管理を放棄したと認められたとき。
 - (5) 貸付料を指定期日までに支払わなかったとき。
 - (6) 長期間に渡り連絡を取ることができないとき。
 - (7) 第17条に定める管理組合の組合員の資格を喪失したとき。
- 2 市長は、前項第2号から第6号までのいずれかの理由で利用決定を取消す場合は、利用者に対し、地域交流農園利用取消通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(貸付料の納付)

第14条 利用者は、1区画概ね10平方メートルの貸付料として、市に年額2,000円を納付するものとする。

- 2 利用者は、前項の貸付料を、市の指定する方法により、指定期日までに納付しなければならない。
- 3 年度途中からの利用者は、貸受けた日の属する月の翌月から当該年度終了

月までの月数にかかる貸付料を、市の指定する方法により、指定期日までに納付しなければならない。

(遅延損害金の徴収)

第15条 利用者が前条で定める指定期日までに貸付料を納付しなかった場合、市長は遅延損害金を徴収するものとする。

2 遅延損害金は、貸付料の額が2,000円以上である場合に徴収し、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、貸付料の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に民法(明治29年法律第89号)第404条及び第419条第1項で規定する法定利率の割合を乗じて計算した額とする。

3 前項の規定により計算した遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 貸付料の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る遅延損害金の計算の基礎となる額は、その納付があった貸付料の額を控除した額とする。

5 第2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(貸付料の不還付)

第16条 既に納めた貸付料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(1) 第11条第2項の規定により、利用期間が終了した場合

(2) 市が相当な理由があると認めた場合

(地域農園の管理)

第17条 地域農園の管理は、利用者で組織する管理組合(以下「組合」という。)が市と地域農園の適正な管理に関する事項等を内容とする地域交流農園の管理に関する協定(第6号様式)を締結し実施するものとする。

2 利用者は必ず組合に属さなければならない。

3 組合は組合に係る規約を作成するものとする。規約の標準例は別紙1に示すとおりとする。

(契約の解除)

第18条 用地所有者は、やむをえない事由により第6条の契約を解除しようとするときは、契約を解除しようとする日の6か月前までに市長に予告のうえ、契約を解除することができる。

(原状回復)

第19条 市長は、第6条の契約期間が満了したとき、又は、前条により契約

を解除したときは、地域農園に供した土地を原状に復して用地所有者に返還しなければならない。ただし、用地所有者が原状に復す必要がないと認めた場合はこの限りではない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し、必要な事項は経済労働局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年12月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年10月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年1月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年1月10日から施行する。

(第1号様式)

地域交流農園使用貸借契約書

地域交流農園事業実施要綱第6条の規定に基づき、借主川崎市（以下「甲」という。）と貸主_____（以下「乙」という。）は、この契約書の定めるところにより、使用貸借契約（民法（明治29年法律89号）第593条の規定による使用貸借のための権利の設定をいう。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲・乙の両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（借り受け物件）

第2条 乙は、この契約書に定めるところにより、次に記載する物件を甲に対して無償で貸し付け、甲は、これを借り受ける。

- (1) 土地の所在
- (2) 地 目
- (3) 地 積

（使用目的）

第3条 甲は、第2条に定める貸借物件を甲が実施する地域交流農園事業用地として使用し、その他の用途には使用しないものとする。

（契約期間）

第4条 この契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、この契約の期間は、第6条に該当する場合を除き、契約更新できるものとする。

（地域交流農園の管理）

第5条 地域交流農園の管理は、甲と地域交流農園の貸付けを受ける者等で組織する管理組合が協定を締結し、管理組合が行うものとする。

（契約の解除）

第6条 甲又は乙が次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) やむをえない事由により、乙が借受物件を提供できなくなったとき、甲に対し6か月以上前に予告のうえ、この契約を解除することができる。
- (2) 契約期間が満了したとき、又は、甲が借受物件を必要としなくなったときこの契約を解除することができる。

（借受物件の返還）

第7条 甲は、この契約が終了したときは、その終了の日から1か月以内に乙

に対して、借受物件を返還しなければならない。

2 甲は、前項の場合において、甲、乙協議のうえ、借受物件を原状に復するものとする。

(疑義の決定)

第8条 この契約に定めのない事項は、地域交流農園事業実施要綱によるほか、甲・乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 印

乙 住 所
氏 名 印

(第2号様式)

地域交流農園利用申込書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

私は、地域交流農園における禁止行為、注意事項等の規定に従うことに同意し、責任をもって地域交流農園の区画の管理を行うことを誓約し、次のとおり申し込めます。

住所 〒

川崎市 区

氏名 年齢 才

電話

携帯電話

メールアドレス

農園までの交通手段 徒歩・自転車・バイク・
公共交通機関・その他 ()
※自動車は不可

申込農園	
------	--

(第3号様式)

住 所
氏 名 様

地域交流農園利用決定通知書

年 月 日をもって申込みのあった地域交流農園の利用について、地域交流農園事業実施要綱第10条に基づき、次の条件を付けて決定しましたので、通知します。

年 月 日

川崎市長

農 園 名	
区 画 番 号	
利 用 期 間	
貸 付 料	

条件

- 1 地域交流農園事業実施要綱及び別途定める利用ガイドの規定に従うこと。
- 2 指定期日までに貸付料を納付しなかった場合、同要綱第15条の規定に基づき、遅延損害金を徴収するものとする。
 - (1) 遅延損害金は、貸付料の額が2,000円以上である場合に徴収し、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、貸付料の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に民法(明治29年法律第89号)第404条及び第419条第1項で規定する法定利率の割合を乗じて計算した額とする。
 - (2) 前号の規定により計算した遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
 - (3) 貸付料の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る遅延損害金の計算の基礎となる額は、その納付があった貸付料の額を控除した額とする。
 - (4) 第1号に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

担当
連絡先

(第4号様式)

地域交流農園利用辞退届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所

氏名

地域交流農園事業実施要綱第13条第1項第1号の規定に基づき、 年
月 日をもって次の地域交流農園の利用について辞退します。
なお、利用決定のあった区画については、原状回復しました。

農 園 名	地域交流農園
区 画 番 号	

(第5号様式)

川崎市指令 第 号
住 所
氏 名 様

地域交流農園利用取消通知書

地域交流農園事業実施要綱第13条第2項の規定に基づき、地域交流農園の利用について、次の理由により、取消したので通知します。
なお、利用決定のあった区画については、原状回復し返還してください。

年 月 日

川崎市長

農 園 名	
区 画 番 号	
取 消 理 由	

担当
連絡先

(第6号様式)

〇〇地域交流農園の管理に関する協定

地域交流農園事業実施要綱第17条第1項の規定に基づき、〇〇地域交流農園(以下「地域農園」という。)を管理することについて、川崎市を甲とし、〇〇地域交流農園管理組合を乙として、甲乙間において合意する事項を定めるものとし、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地域農園の適正な管理を図ることを目的とする。

(協定の区域)

第2条 この協定の区域は、別表に掲げる土地とする。

(地域農園の適正な管理に関する事項)

第3条 甲及び乙は、地域農園を適正に管理しなければならない。

2 甲及び乙の所掌事項は別紙のとおりとする。

(借受者名簿に関する事項)

第4条 甲は、借受者の氏名、住所、連絡先を記載した名簿を作成し、乙に提供しなければならない。

2 乙は、前項の名簿を適正に管理するとともに、地域農園の管理の用以外に使用してはならない。

3 甲は、第1項の名簿に変更があったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(実施調査等)

第5条 甲は、地域農園の管理の状況について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞き取り等による調査を行うものとする。

(その他)

第6条 前各条に定めるもののほか、本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときなどは、甲と乙とで誠意をもって協議するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 印

乙 住所
〇〇地域交流農園管理組合
組合長 印

別表

土地の所在	地目	面積

(別紙)

地域農園の管理に関する所掌事項

(目的)

第1条 「〇〇地域交流農園の管理に関する協定」第3条第2項の規定に基づき、甲及び乙の所掌事項を定めるものとする。

(甲の所掌事項)

第2条 甲は、次の事項を所掌するものとする。

- (1) 利用者募集・決定等の利用者管理に関すること
- (2) 利用者入替時の農園整備（残留植物等撤去処分、区画番号札・区画境界杭の整備など）に関すること
- (3) 貸付区画の管理・指導に関すること
- (4) 農園内の土地の形状等（地面・地中・柵・擁壁など）に関すること
- (5) 水道・トイレ・農具倉庫等園内設備の軽微ではない修繕（掘削工事など、土地の形状に影響するもの）に関すること
- (6) 乙への助言・支援に関すること

(乙の所掌事項)

第3条 乙は、次の事項を所掌するものとする。

- (1) 組合費の徴収・管理に関すること
- (2) 管理・運営に要する共益的な経費の支払いに関すること
- (3) 共同スペースの維持管理に関すること（通路等の草刈り清掃など）
- (4) 農具倉庫及び農具倉庫内の農機具等備品の管理（修繕・補充）に関すること
- (5) 水道・トイレ・農具倉庫等園内設備の管理及び軽微な修繕（土地の形状に影響しないもの）に関すること
- (6) 地域交流農園事業実施要綱及び利用ガイドに定める禁止行為・注意事項等に関する組合員への注意喚起に関すること（路上駐車や残渣投棄など）
- (7) 定期的な農園内の巡回及び甲が前条第1項第3号を実施するための連絡調整に関すること（不耕作区画の甲への連絡など）
- (8) 組合員からの苦情・要望等への対応に関すること
- (9) その他、必要な活動に関すること（総会の開催及び活動・会計報告など）

(別紙1) 管理組合同規約標準例

〇〇地域交流農園管理組合

規 約

(目的)

第1条 この組合は、〇〇地域交流農園利用者相互の協力によって、〇〇地域交流農園（以下「農園」という。）の適正な管理を図るとともに利用者の交流や地域交流の場の確保及び農地の保全と活用を目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、〇〇地域交流農園管理組合（以下「組合」という。）という。

2 この組合の所在地は、組合長宅に置く。

(業務)

第3条 この組合は、次の業務を行う。

(1) 組合費の徴収・管理に関する業務

(2) 農園の管理・運営に要する共益的な経費（以下「共益費」という。）の支払いに関する業務

(3) 通路や区画外スペースの草刈清掃など農園内の維持管理に関する業務

(4) 農機具等備品、農具倉庫、水道設備等の保守、修繕などに関する業務

(5) その他農園の管理・運営に必要な業務

(組合員)

第4条 組合員は、川崎市内在住の者で、川崎市から〇〇地域交流農園の区画の貸付の決定を受けた者とする。

2 川崎市から〇〇地域交流農園の区画の貸付の決定を受けた者は、組合に加入しなければならない。

3 次の各号に該当するときは組合員の資格を失う。

(1) 支払い期日までに組合費を納入しない場合

(2) 地域交流農園事業実施要綱の規定に基づき、川崎市により利用決定が取り消された場合

4 前項第1号の規定に該当する者があったときは、組合長は市長に通知するものとする。

(組合費)

第5条 地域農園の共益費を支弁するため、組合は組合員から組合費を徴収するものとする。

2 組合員は、組合が定める支払い期日までに組合費を支払わなければならない

い。

- 3 組合費の金額は、1年間_____円とする。なお、必要があれば組合費を追加して徴収することができるものとする。
- 4 年度途中からの組合員は、借受けた日の属する月の翌月から当該年度終了月までの四半期にかかる組合費を、借受けた日から3週間以内に組合が指定する方法により、支払わなければならない。
- 5 利用期間の終期が到来したときは、組合は組合費を精算し残額を組合員に返金しなければならない。なお、10,000円に満たない残額については役員会の議決を経て処分することができる。ただし、第13条の総会の議決を優先するものとする。
- 6 前項以外の理由で既に支払った組合費は還付しない。

(貸付料)

第5条の2 組合員は川崎市に地域交流農園事業実施要綱で定める区画の貸付料を支払うものとする。

(役員)

第6条 この組合に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 組合長 | 1人 |
| (2) 副組合長 | 1人 |
| (3) 会計 | 1人 |
| (4) 監事 | 2人 |

(役員を選任)

第7条 役員は、組合員の互選により選任する。

- 2 役員は、組合員でなければならない。

(役員職務)

第8条 組合長は、この組合を代表し、その業務を掌握する。

- 2 副組合長は、組合長に事故あるときはその職務を代理し、組合長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 会計は、この組合の組合費の徴収・管理及び地域農園で発生する経費の支払いに関する業務を行う。
- 4 監事は、この組合の業務執行の状況を監査し、その結果を総会で報告し意見を述べる。
- 5 役員は組合員に対し、適正な農園の管理・運営を図るため必要に応じて指導をすることができる。
- 6 次に掲げる事項は役員(監事を除く)の総意で決する。ただし、緊急を要する場合は、組合長が決し、事後に他の役員(監事を除く)の承認を得るものとする。

- (1) 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- (2) 農園の管理・運営及びそれに要する共益費の支払いに関する事項
(役員任期)

第9条 役員任期は、役員に選任された日から、農園の利用期間までとする。
ただし、精算が終了するまでは、役員は精算人として精算業務を行い、組合長は精算人を代表する。

(顧問)

第10条 農園の適正な管理を図るため、この組合に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、農園の管理について、役員から相談を受けた場合、誠意をもって対応する。
- 3 組合は顧問に対し、組合費の範囲内で謝礼を支払うことができる。

(総会の招集)

第11条 組合長は、年に1回、総会を招集する。

- 2 組合長は、次の場合に臨時総会を招集する。
 - (1) 役員過半数が必要と認めるとき。
 - (2) 組合員の2分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び召集の理由を示して召集を請求したとき。

(総会の召集手続)

第12条 総会召集の通知は、その会日から起算して10日前までに、その会議の目的たる事項を示してこれを行うものとする。

(総会の議決事項)

第13条 次の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 年度の事業計画の設定
- (2) 年度の組合費の精算及び剰余金の処分又は損失処理
- (3) 組合費の追加徴収に関する事項

(総会の定足数)

第14条 総会は、組合員の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。この場合において、第16条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

(総会の議事)

第15条 総会の議事は、出席した組合員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 2 議長は、組合長を充てるものとする。

(書面又は代理人による議決)

第16条 組合員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により書面をもって議決権を行おうとする組合員は、議題をあ

らかじめ通知したときは、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名又は記名押印のうえ、総会の会日の前日までに組合に提出しなければならない。

3 第1項の規定により組合員が議決権を行わせようとする代理人は、その組合員と同一世帯に属する成年者又は他の組合員でなければならない。

4 代理人は、2人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(事業年度)

第17条 この組合の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な手続きは役員会で決めるものとする。

附 則 (____年____月____日制定)

この規約は、____年____月____日から施行し、農園の利用期間が終了したとき廃止する。